

岐阜県公報

第二千八百三十二号
平成二十九年三月二十一日

(火曜日)

目次

告示

牛の結核病の検査の実施	(畜産課)	一五三
牛のブルセラ病の検査の実施	(同)	一五四
牛のヨーネ病の検査の実施	(同)	一五四
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査実施	(同)	一五四
牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	一五五
馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	一五五
豚のオーエスキー病の検査の実施	(同)	一五五
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施	(同)	一五六
蜜蜂の腐蛆病の検査の実施	(同)	一五六
道路の区域変更	(道路維持課)	一五六
道路の供用開始	(同)	一五七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	一五八
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所)	一五八
猟銃等講習会の開催	(生活安全総務課)	一五九
年少射撃資格講習会の開催	(同)	一六〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年三月二十一日

告示

岐阜県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的
牛の結核病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、瑞浪市、 恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 海津市、養老郡、不破郡、 本巣郡、加茂郡及び可児郡

- 三 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。
- 四 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域

を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨーネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨーネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域

を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する競走馬のうち過去五年以内に検査を受けていない馬

2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

五 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏候補

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法
2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域
県内全域

四 検査の方法
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	恵那川線 東白川線	中津川市蛭川字遠ヶ根一 二番三地从先から 同市同字同 五番一四地从先まで	後	前	後	前	後	前
			九 五 四 〇	五 六 八	六 七 五	六 七 五		

岐阜県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	海安津八線	海津市平田町脇野字中折 官公有無番地先（四六四 番四）から 同市海津町福岡字大道 下官公有無番地先（一三 一―二番二）まで	後	前	別前変区域 後更更域	敷地の幅 員（メ ー）ト	延 長 （メ ー）ト	備 考
			一〇 〇 二 ・ 八	一〇 〇 〇 ・ 四		ル	ル	

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	国府座線	高山市国府町八日町字水坪一 八五五番一地从先地内	後	前	後	前	後	前
			九 九		平 成 三 三	平 成 三 三	平 成 三 四	平 成 三 四

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	山勝山田線	関市迫間字栄二七七六番一 地先から 同市同字同二七四〇番一 地先まで	後	前	後	前	後	前
			三 五 〇	三 五 〇	平 成 三 三	平 成 三 三	平 成 三 四	平 成 三 四

岐阜県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	海安津八線	海津市平田町脇野字中折官公 ら有無番地先（四六四番四）か ら海津市平田町福岡字大道下官 同市海津町福岡字大道下官 まで公有無番地先（二二二番二）	一、三五六・四	平成 二九・三・三	平成 二九・三・三

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十九年二月二十四日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう
- 三代 表 者 の 氏 名 吉田 朱美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市早田東町八丁目四番一 パセール長良一〇三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者に対して、地域で自立した生活を送るのに必要な事業を行い、誰もが共に生きることが出来る街づくりに寄与することを目的とする。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
岐阜市出屋敷土地改良区	平成二九・四・四	理事	笠井和美	岐阜市出屋敷 三一〇番地
			笠井伸治	三五六番地
			山口和文	一三二番地
			林 亨	北野南 七四番地
			渡邊正一	北野東 六五三番地
			村瀬善康	山県北野 一三五四番地一
			笠井 稔	出屋敷 三三三番地
			笠井 正	三四五番地

土地改良区名	就任年月日	役名	氏 名	住 所
土地区改良区				

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏 名	住 所
土地区改良区				

岐阜市出屋敷土地改良区
平成
六・四・五

理事	笠井和美	岐阜市出屋敷	三〇番地
同	笠井伸治	同	三五六番地
同	笠井博隆	同	四六番地一
同	山口健一	同	二八番地
同	近松義隆	同	一七二番地
同	村瀬修	同	一四四九番地一
同	笠井稔	同	三二三番地
同	笠井廣幸	同	二五一番地

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

一 開催する講習会の種類

1 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）

2 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

開催年月日	開催時間	開催場所
平成二十九年六月八日（木）	午前十時から午後五時まで	飛驒総合庁舎
同年八月六日（日）	同	岐阜産業会館

同	年十一月二日（木）	同	大垣市民会館
平成三十年三月八日（木）	同	同	東濃西部総合庁舎

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。
なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。また、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

三 経験者講習会
講習会の開催日時及び場所

開催年月日	開催時間	開催場所
平成二十九年四月二十日（木）	午後一時三十分から午後五時まで	恵那総合庁舎
同年四月二十七日（木）	同	下呂総合庁舎
同年五月十一日（木）	同	大垣市民会館
同年五月二十一日（日）	同	岐阜産業会館
同年六月二十九日（木）	同	中濃総合庁舎
同年七月六日（木）	同	飛驒総合庁舎
同年七月十三日（木）	同	大垣市民会館
同年七月二十七日（木）	同	恵那総合庁舎
同年八月十七日（木）	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同年九月三日（日）	同	大垣市民会館
同年九月十四日（木）	同	可茂総合庁舎
同年九月二十八日（木）	同	東濃西部総合庁舎
同年十月五日（木）	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同年十月十九日（木）	同	中濃総合庁舎

同	年十一月十六日(木)	同	飛驒総合庁舎
同	年十一月二十六日(日)	同	中津川文化会館
同	年十二月七日(木)	同	大垣市民会館
同	年十二月二十一日(木)	同	可茂総合庁舎
平成三十年	一月十一日(木)	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同	年一月四日(日)	同	飛驒・世界生活文化センター
同	年一月二十一日(木)	同	恵那総合庁舎
同	年三月二十一日(木)	同	中濃総合庁舎

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。

なお、受講申込受付は、先着順とし、会場定員に達し次第締め切るものとする。

四 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、写真(六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十ミリメートルのもの)一枚を添え、収入証紙納付書にあつては、住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に猟銃等(初心者)講習会開催通知書により通知する。

五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

- 1 初心者講習会
 - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間
 - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 2 経験者講習会

- (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
 - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間
- 七 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。
- 八 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年三月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 講習会の開催日時及び場所

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十九年 六月 十七日(土)	午前十時から 午後四時まで	岐阜県警察本部庁舎
同 年 八月二十六日(土)	同	同
同 年 十月 十四日(土)	同	同
同 年十二月 十六日(土)	同	同

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあつては、必要事項

を記載の上、写真（六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、横二十四ミリメートル、縦三十三ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあっては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会開催通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

1 空気銃の所持に関する法令 三時間

2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。

2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成二十九年三月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社